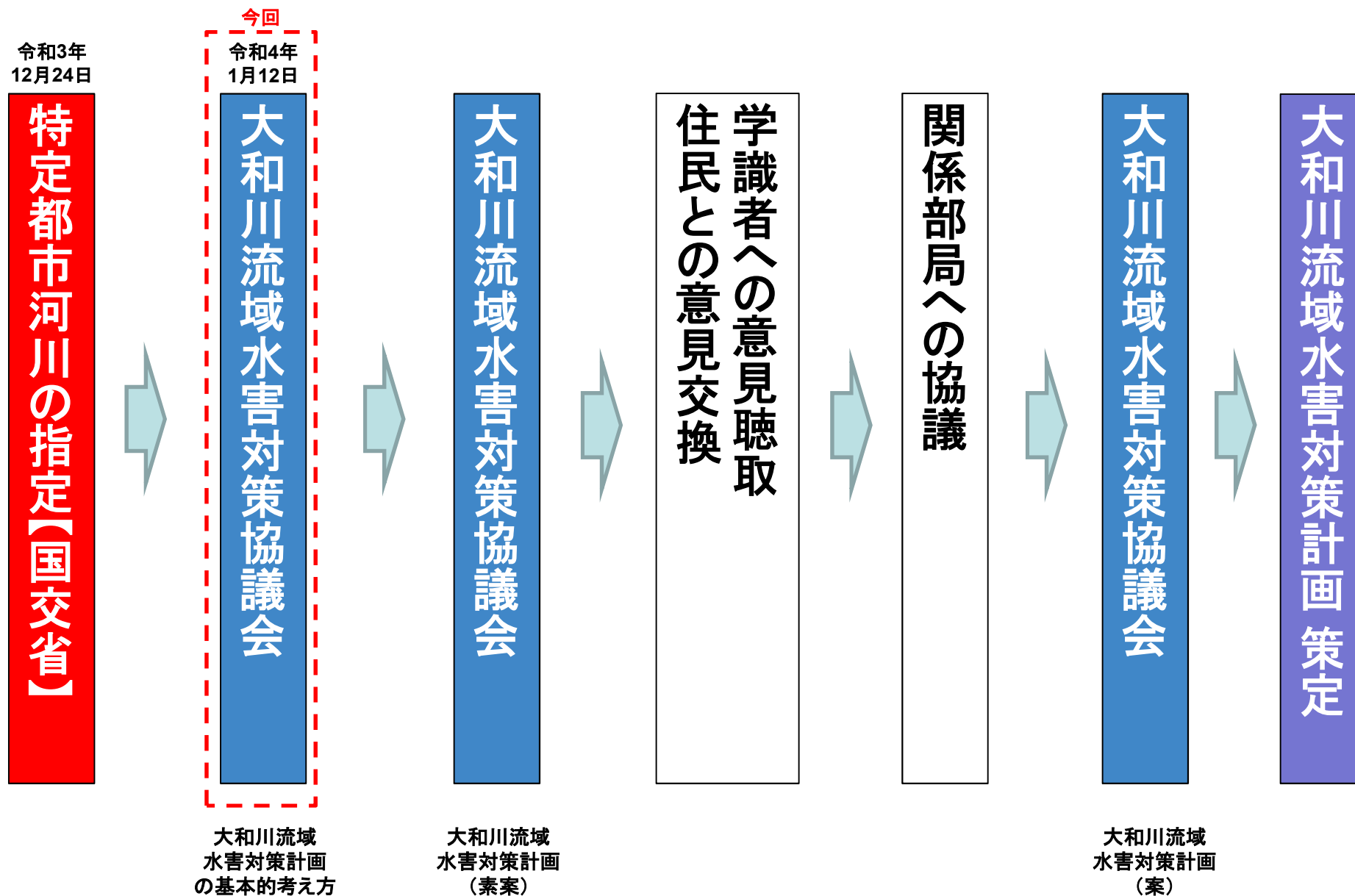


大和川流域水害対策計画策定に向けた流れ



学識者への意見聴取・住民との意見交換(流域治水への地域の参画)

「大和川水系大和川他18河川」の特定都市河川指定【R3.12.24】

流域水害対策計画の策定

学識経験者

- ◆「大和川流域懇談会委員」及び「適地選考委員会(平成緊急内水対策候補地)」等への意見聴取を実施

流域水害対策計画を定める場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
【特定都市河川浸水被害対策法 第4条 第5項】

関係部局との協議

素案発表

関係住民【大和川(奈良県域)流域】

- ◆素案の閲覧・意見投函とHP等を通じて広く関係住民から意見募集を行う。
- ◆流域内を4圏域(平成圏域)に分割し、圏域毎に意見交換会を実施(各圏域1回)



【平城圏域】

奈良市、大和郡山市、天理市

【生駒いかるが圏域】

奈良市、大和郡山市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町

【布留飛鳥圏域】

奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村

【曽我葛城圏域】

大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、大淀町

案の策定

流域水害対策計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ、公聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならぬ。
【特定都市河川浸水被害対策法 第4条 第6項】

計画の策定及び公表

計画策定後も流域水害対策計画に基づく具体的な浸水被害防止区域の指定等の流域対策の推進に向けた流域内住民等の継続的な参画

「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行について」（令和3年11月1日）

第一 特定都市河川浸水被害対策法関係

2. 流域水害対策協議会制度について（特定都市河川浸水被害対策法第6条及び第7条関係）

(3) 協議会の構成員

協議会の構成員は、特定都市河川法改正による改正後の同法第6条第2項及び第7条第2項により、河川管理者等及び当該特定都市河川が接続する河川の河川管理者とされている。

加えて、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体に隣接する地方公共団体の長、学識経験者その他の河川管理者等が必要と認める者を協議会の構成員とすることができることとされている。

必要に応じて、流域水害対策計画の策定等における専門的な観点からの助言や関係者間の調整役としての学識経験者や、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策の促進や避難対策の実効性の向上等の観点から、流域対策の実施を予定している民間事業者のほか、地域の防災リーダーや過去の洪水の歴史に詳しい住民等を構成員に追加することが望ましい。

また、氾濫想定区域のうち集水域を越える区域がある場合で、かつ、前述の1. (3)に示す手順により特定都市河川流域の指定の手續を講じる場合には、流域水害対策計画の策定者とすることを念頭に、流域水害対策計画の検討への参画を促す観点から、当該区域が所在する地方公共団体も構成員に追加されたい。



次回協議会で新たに、奈良県内において防災関係に係わりのある組織等から参画を求めていく。